

01

就業不能保障特約(2026)

令和8年(2026年)4月1日以降にご加入の就業不能保障特約

名称		支払事由	支払額
短期収入サポート給付金		責任開始期以後に生じた傷害または疾病(精神疾患および妊娠・出産を除く)による入院が該当した日から起算して10日間継続したとき	特約給付金月額×1(一時金)
就業不能給付金	A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病(精神疾患および妊娠・出産を除く)による入院または在宅医療をしていること(就業不能状態A)に該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分
	B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき(お支払いは1回かぎり)	
就業不能加算給付金(一時金)		就業不能状態Aに該当した日から起算して120日間就業不能状態が継続したとき	特約給付金月額×8(一時金)
就業不能年金	第1回	就業不能状態Aに該当した日から起算して1年間継続したとき	特約給付金月額×12
	第2回以降	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき	特約給付金月額×12



- ・短期収入サポート給付金は海外での入院は対象となりません。
- ・就業不能年金が支払われる場合、年金の支払事由該当後に発生した就業不能状態による短期収入サポート給付金・就業不能給付金・就業不能加算給付金(一時金)は支払いません。
- ・就業不能給付金が支払われる場合、給付金支払期間中に新たに発生した就業不能状態による短期収入サポート給付金・就業不能給付金は支払いません。

令和4年(2022年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までにご加入の就業不能保障特約

名称		支払事由	支払額
就業不能給付金	A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（精神疾患および妊娠・出産を除く）による入院または在宅医療をしていることに該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分
	B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき（お支払いは1回かぎり）	
就業不能年金	第1回	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（精神疾患および妊娠・出産を除く）による入院または在宅医療をしていることに該当した日から起算して1年間継続したとき	特約給付金月額×12
	第2回以降	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき	特約給付金月額×12

**Q** 「在宅医療をしている」というのは、自宅で静養していることも含まれますか？

**A** 含まれません。  
在宅医療とは、医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅などで、計画的な訪問診療または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導などを受けながら治療に専念することをいいます。

※「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導など」は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料が算定されることを要件とします。（往診料および救急搬送診療料を除きます。）

**Q** 8日間入院した後に、医師の指示があり40日間自宅で安静にしていました。就業不能給付金は支払われますか？

**A** お支払いできません。医師からの安静指示のみでは就業不能状態の要件となる「在宅医療」に該当しません。